

水俣条約対応技術的事項検討会中間報告書

目次

1 . はじめに.....	2
2 . 検討の前提.....	3
3 . 特定水銀使用製品の製造等禁止.....	4
3 - 1 . 製造等禁止とする製品の品目、水銀含有量の基準及び廃止期限 < 法案第 2 条・附則第 1 条関係 >	4
3 - 2 . 製造禁止の適用除外とすべき事項 < 法案第 2 条（及び第 8 条）関係 >	8
4 . 新用途水銀使用製品の流通抑制.....	12
4 - 1 . 既存用途製品のリストアップ < 法案第 13 条関係 >	12
4 - 2 . 利益及び損失の評価方法 < 法案第 14 条関係 >	13
5 . 製造工程における水銀等使用の禁止 < 法案第 19 条関係 >	13
6 . 水銀等の適正な貯蔵.....	13
6 - 1 . 対象とすべき物質 < 法案第 21 条関係 >	14
6 - 2 . 貯蔵に係る技術指針 < 法案第 21 条関係 >	14
6 - 3 . 定期報告 < 法案第 22 条関係 >	15
7 . 水銀含有再生資源の適正な管理.....	16
7 - 1 . 水銀含有再生資源の該当要件 < 法案第 2 条関係 >	16
7 - 2 . 管理に係る技術指針 < 法案第 23 条関係 >	17
7 - 3 . 定期報告 < 法案第 24 条関係 >	17
8 . 今後の課題.....	18

別紙 1 圧力計及び温度計の適用除外範囲について

別紙 2 既存用途製品リスト

別紙 3 新用途水銀使用製品の評価方法について

参考資料（検討会名簿、開催経緯）

平成 27 年 5 月 22 日
水俣条約対応技術的事項検討会

本報告書は、閣議決定した法案の内容を前提に取りまとめたものである。法案が国会審議中であることから、今後、国会審議の結果に応じ、内容の見直しが必要である。

1. はじめに

平成25年10月に熊本市及び水俣市において、我が国を議長国として「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催され、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の採択及び署名が行われた。水俣病の経験を有する我が国として早期に条約を締結すべく、条約で求められる水銀の産出から使用、廃棄に至るまでの水銀のライフサイクル全体にわたる環境中への排出を削減するための措置について、国内担保措置の検討が必要となっている。

このため、平成26年3月には、条約を踏まえた今後の水銀対策のあり方について、環境大臣から中央環境審議会への諮問がなされ、中央環境審議会においては環境保健部会、大気・騒音振動部会及び循環型社会部会にそれぞれ付議された。このうち環境保健部会に付議された事項については、「中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」が設置され、「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ」との合同会合により審議がなされた結果、同年12月には合同会合報告書が取りまとめられ、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌にかかるものを除く）（第一次答申）」として環境大臣に答申された。その後、政府において本答申に基づく法律案の検討が行われ、平成27年3月10日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（以下「法案」という。）」が閣議決定され、同日に国会に法案が提出された。

上記の合同会合報告書において「今後の課題」とされた事項等については、法案に基づき定められる政省令等により措置される必要があることから、平成27年2月より「水俣条約対応技術的事項検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、特に条約締結に必要な事項について優先的に検討を行ってきた。本中間報告書は、条約締結に必要な政省令に関する技術的事項を中心に、検討会におけるこれまでの検討結果を取りまとめたものである。

2. 検討の前提

法案では、条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講じることとしている。法案の概要は以下のとおりである。

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する(法案第3条)
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する(法案第4条)
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる(法案第5条～第18条)
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する(法案第19条)
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する(法案第20条)
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める(法案第21条、第22条)
- (7) 水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める(法案第23条・24条)
- (8) その他罰則等所要の整備を行う(法案第25～35条)

* 施行期日：我が国について条約が効力を生ずる日((3)の一部は、別途政令で定める日)

法案に基づく政省令等により規定される事項であって、条約の締結までに整備されることが必要な主な事項は次のとおりである。

【特定水銀使用製品の製造等禁止】

- ・ 製造等禁止とする特定水銀使用製品の品目、水銀含有量の基準及び廃止期限(法案第2条及び附則第1条関係)
- ・ 製造等禁止の適用除外とすべき事項(法案第2条(及び第8条)関係)

【新用途水銀使用製品の流通抑制】

- ・ 既存の用途に利用する水銀使用製品のリストアップ(法案第13条関係)
- ・ 新用途水銀使用製品の利用による利益及び損失の評価方法(法案第14条関係)

【製造工程における水銀等使用の禁止】

- ・ 規制の対象とする製造工程(法案第19条関係)

【水銀等の適正な貯蔵】

- ・ 規制の対象とする物質(法案第21条関係)
- ・ 貯蔵に係る技術指針(法案第21条関係)
- ・ 定期報告(法案第22条関係)

【水銀含有再生資源の適正な管理】

- 水銀含有再生資源の該当要件（法案第 2 条関係）
- 管理に係る技術指針（法案第 23 条関係）
- 定期報告（法案第 24 条関係）

なお、水銀、水銀化合物、特定水銀使用製品（他の製品に部品として組み込まれた特定水銀使用製品を含む）の輸出入については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により担保することとしており、規制対象とする水銀等の濃度、特定水銀使用製品にかかる水銀含有量の基準及び廃止期限並びに適用除外とすべき事項については、合同会合報告書を踏まえ、本法案の規制水準と基本的に同様のものとする。

3．特定水銀使用製品の製造等禁止

3 - 1．製造等禁止とする製品の品目、水銀含有量の基準及び廃止期限 < 法案第 2 条・附則第 1 条関係 >

【条約の関連規定】

条約においては、第 4 条に基づき、附属書 A 第 部に掲げられた製品について平成 32（2020）年¹までの製造・輸出入の禁止の措置が求められている（表 1）。

【法案の関連規定】

法案においては、政令で指定する特定水銀使用製品（法案第 2 条第 1 項）について、製造が原則禁止され（同第 5 条）また部品として他の製品の製造に用いることが禁止されている（同第 12 条）。また、これらの製造禁止等の措置の施行期日は、平成 32 年 12 月 31 日までの間において政令で定める日とされている（同附則第 1 条第 2 号）。

【基本的考え方】

合同会合報告書において、以下の考え方が示されている。

- 市場の公正な競争環境を整える観点から、製造、輸出及び輸入については同じ規制水準とすべきこと
- 国内における水銀の主な用途はそのほぼ全てが条約附属書 A 第 部に掲載されている製品品目関係であり、また、条約附属書 A 第 部に掲載されているもの以外で特に懸念されるものは想定されないことから、製造等の禁止の対象とする製品の品目は、条約附属書 A 第 部に掲載されている品目とすべきこと
- これら個別の製品品目ごとに、国内における製造等禁止の措置に関する水銀含有量基準の深掘り（条約における基準よりさらに低い含有量基準の設定）、廃止期限の前倒し（条約における期限より早い時期の廃止）を検討すべきこと

¹ 条約附属書 A における廃止期限「2020 年」は、「2020 年末日」を指す（UNEP 確認済み）。従って、本章における廃止期限の記載もこれにならう（例えば、「2017 年」とは「2017 年末日」を指す。）

表1 水俣条約附属書A第 部（第四条1の規定の適用を受ける製品）

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリigramのものを除く。）	二千二十年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリigramを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（CFLs）	二千二十年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs） (a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリigramを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が十ミリigramを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL） (a) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリigramを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリigramを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリigramを超え、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	二千二十年
化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次に掲げる非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	二千二十年

注 微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

これを受け、条約附属書A第 部の製品品目に関する製造等の禁止について、条約に定められている水銀含有量基準の深掘り・廃止期限の前倒しを個別製品品目ごとに検討したところ、その結果は以下のとおりである。なお、検討に当たっては、関係業界における水銀削減や回収についての自主的取組、経済活動のグローバル化、各製品の水銀含有量や普及状況、安全性の観点等も踏まえた水銀代替・低減の技術の動向、不適正に処分された場合の環境保全上の影響度合い、さらなる水銀削減に関する効果・効率性、消費者の負担等に配慮し、また、国際競争のイコールフットイングの重要性、諸外国の規制制度の動向にも留意した。

なお、以下に示す検討結果は現時点におけるものであるが、条約においては発効から5年以内に附属書Aの再検討を行うこととされていること(条約第4条8)、法案においても施行5年経過後に法律の施行状況について検討を加えることとされていること(法案附則第8条)も踏まえ、適切な時期に、その時点における事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、見直しを行うことが必要である。

(1) 電池

ボタン形アルカリ電池

条約において水銀含有量基準は設定されていない(水銀を使用しないことが求められている)ことから、水銀含有量基準の深掘りはない。現状ではこの水準を達成できていない国内事業者もあることから、技術開発や周知等の期間を考慮し、廃止期限は条約どおり(2020年)とすることが適切である。

ボタン形酸化銀電池

条約では2%以上の水銀含有量基準が設定されている。EU域内では、改正電池指令により平成27年10月以降に上市可能な製品の水銀含有量基準が「0.0005%」(=実質的に無水銀)に強化されるが、同指令はEU域内からの輸出は規制対象としていない²。一方、日本では製造及び輸出入について同水準の規制とすることとしている。無水銀品は有水銀品と比べ一般に高価であるところ、EU電池指令では禁止されない輸出目的の製品製造を我が国のみ規制する場合における国際競争上の影響を考慮し、現状の国内事業者による水銀使用量削減の達成状況等も踏まえ、水銀含有量基準を条約上の2%以上から1%以上に深掘りすることが適当である。また、現状でも国内事業者はこの水準をおおむね達成できていることから、周知等の期間を考慮し、廃止期限は2017年に前倒しすることが適当である。

ボタン形空気亜鉛電池

条約では2%以上の水銀含有量基準が設定されている。EU域内では、改正電池指令により平成27年10月以降にボタン形酸化銀電池と同じ規制が適用される。また、日本国内でも、輸入品については水銀が使用されていない空気亜鉛電池もあるが、日本の気象条件下において安全性・性能劣化の懸念が残るとされている。こうしたことを踏まえ、水銀含有量基準の深掘りは当面見合わせることを適当である。一方、現状でも国内事業者は条約の基準をおおむね達成できていることから、周知等の期間を考慮し、廃止期限は2017年に前倒しすることが適当である。

その他の電池

条約において水銀含有量基準は設定されていない(水銀を使用しないことが求められている)ことから、水銀含有量基準の深掘りはない。日本国内で販売されているものについては既に水銀使用ゼロを完全に達成済みであることから、周知等の期間を考慮し、廃止期限は2017年に前倒しすることが適当である。

今後の課題

ボタン形酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池については、EU域内では上市可能な水銀含有基

² EU電池指令では、水銀含有量が0.0005%を超える電池について域内での上市が禁止されている。ただし、ボタン形電池で水銀含有量が2%を超えないものは2015年9月30日まではこの規制の適用除外とされている(同10月2日以降は、ボタン電池を含め全ての電池が同一基準となる)。なお、適用除外品についても水銀含有量が0.0005%を超える場合には、分別回収を促すマークを製品に表示することが義務づけられている。(EU改正電池指令(2013/56/EU))

準が強化されることから、その実施状況や技術動向等も踏まえ、数年後を目途に（2020年頃までを目途に）見直しの検討を行うべきである。また、ボタン形空気亜鉛電池の無水銀化による安全性・性能劣化の問題については、定性的には理解しうるものの、現時点では定量的なデータを収集できず、深掘りの対応の可否が十分確認できない。このため、見直しの際には、安全性等の問題について、ユーザー側の視点も含めた検討が必要である。

(2) スイッチ及び継電器

条約において水銀含有量基準は設定されていない（水銀を使用しないことが求められている）ことから、水銀含有量基準の深掘りはない。

日本国内には製造者がほとんどいないが、組込製品については非常に広範かつ複雑な輸出入・使用の実態があり、また、関係者が多様であり事業者団体も確立されているとはいえないこと、代替品への転換にも一定の期間を要することから、廃止期限については条約のとおり（2020年）とすることが適当であるが、規制の徹底のための関係者の把握・周知等に注力することが必要である。

(3) ランプ類

条約では高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）以外の蛍光ランプは水銀含有量基準が設定されているが、発光原理上水銀使用をゼロにすることができない蛍光ランプ類について削減努力を促すのではなく、むしろ、無水銀かつ省エネであるLEDへの代替促進に注力すべきことから、水銀含有量基準の深掘りは必要ない。また、日本国内の事業者については、HPMVを除き、条約の基準はおおむね達成できていることから、周知等の期間を考慮し、廃止期限は2017年に前倒しすることが適当である。

一方、HPMVについては、条約において水銀含有量基準は設定されておらず（水銀を使用しないことが求められており）、すなわちHPMVの全廃（他製品への代替）が求められる。これに対応するため、ユーザー側でも取付器具自体の交換が必要となることから、代替品への転換に一定の期間が必要であり、条約どおり（2020年）とすることが適当である。

(4) 化粧品

条約では1ppm超の水銀含有量基準が設定されている。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）（昭和35年法律第145号）上の化粧品については、国内で製造販売するものへの水銀及びその化合物の配合が禁止されている（化粧品基準（厚生省告示第331号））。また、実態として、国内での水銀使用製品の製造は確認されていない。このため、輸入品・輸出品とも水銀を使用するものはないと考えられ、「水銀を使用しないこと」とすることが適当である。さらに、廃止期限については、周知等の期間を考慮し、2017年に前倒しすることが適当である。

(5) 駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤

いずれも条約において水銀含有量基準は設定されていない（水銀を使用しないことが求められている）ことから、水銀含有量基準の深掘りはない。

駆除剤及び殺生物剤のうち農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）上の規制に伴

い、国内向けに製造・輸入されるものについて水銀使用の実態はない。また、ロッテルダム条約に基づき、水銀等を含む駆除剤の輸出には相手国の輸入意志を事前に確認することが必要となるが、このような実績はなく、日本からの輸出は確認されていない。従って、日本において駆除剤・殺生物剤の製造・輸出入の実態がないものと推定される。駆除剤・殺生物剤は一般にその使用に際して相当量が環境中に直接散布されるため（例えば街路樹や汚水排水溝への散布等）環境中への排出低減の観点から速やかに規制すべきであること、農薬では既に無水銀剤に代替されており、代替製品を製造するための一定の技術的蓄積はあると考えられることから、周知等の期間を考慮し、廃止期限は 2017 年に前倒しすることが適当である。

医薬品系の殺生物剤及び局所消毒剤については、ワクチンを含む医薬品に保存剤として含まれるチメロサル（保存剤としてのチメロサルを含むワクチンは条約で規制適用除外）のほか、メルブロミン（商品名マーキュロクロム液、いわゆる赤チン）のみ国内製造の実態が確認されている。これらについては医療現場や一般消費者において現に広く用いられており関係者が多様であることなどにより、いずれも代替品への転換に一定の期間を要することから、条約で適用除外とされていないものについての廃止期限は条約どおり（2020 年）とすることが適当である。

- () チメロサル（thimerosal）は、エチル水銀チオサリチル酸ナトリウム（CAS 番号 54-64-8）の通称名で、殺菌作用のある水銀化合物である。条約の駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤としてチメロサルが含まれる場合は、条約の対象となる。（適用除外については後述）

(6) 非電気式計測器（気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計）

条約において水銀含有量基準は設定されていない（水銀を使用しないことが求められている）ことから、水銀含有量基準の深掘りはない。

工業用の計測器については、大半が中小事業者により製造等されており、代替品への転換に一定の期間を要することから、廃止期限は条約どおり（2020 年）とすることが適当である。血圧計及び体温計については、技術的には電子式でも問題がない（十分な測定精度を確保できる）との指摘もあるが、医療現場で電子式がまだ十分に浸透していない実態があることや、災害時の電源確保の問題への対応に時間が必要と考えられることも踏まえ、条約どおりとする。なお、医療機器についてはユーザーも多く関係者が多様であることから、規制の徹底のための関係者の把握・周知等に注力することが必要である。

3 - 2 . 製造禁止の適用除外とすべき事項 < 法案第 2 条（及び第 8 条）関係 >

【条約の関連規定】

条約附属書 A 第 部では、条約第 4 条に基づく平成 32（2020）年までの製造・輸出入の禁止の措置について、以下の(a)～(e)について附属書 A 第一部に掲げられているすべての製品に共通の適用除外が定められているほか、個々の製品品目について表 2 のように適用除外が規定されている。

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EFL）並びに計測器

- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

表2 条約附属書A第一部に掲げられる製品のうち適用除外となる製品
水銀含有量基準のみにより適用除外されているものはここでは除いた。

水銀使用製品	適用除外（水銀含有量基準のみによる適用除外を除く）
電池	<ul style="list-style-type: none"> • （なし）
スイッチ及び継電器	<ul style="list-style-type: none"> • 極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大20mgのもの • <u>水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合(注1)(共通除外(c))</u>
一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ(CFLs)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な照明用でないもの(注4)
一般的な照明用の直管蛍光ランプ(LFLs)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な照明用でないもの(注4)
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な照明用でないもの
電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCFL)及び外部電極蛍光ランプ(EEFL)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合(注1)(共通除外(c))</u>(注4)
化粧品。肌の美白用せっけん及びクリームを含む。	<ul style="list-style-type: none"> • 水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品 • 微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリーム(注2)
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	<ul style="list-style-type: none"> • <u>保存剤としてのチメロサルを含むワクチン(共通除外(e))</u>(注3)
次に掲げる非電気式の計測器 (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	<ul style="list-style-type: none"> • 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの • <u>水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合(注1)(共通除外(c))</u>

注1) 第5回政府間交渉会議(INC5)の議事録では、(c)の「replacement(交換)」には「maintenance(維持(管理))」及び「refurbishment(更新)」も含むとされている。

注2) 微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

注3) INC5の議事録では、本表に掲載されている殺生物剤には「医薬品及びワクチン中の保存剤」を含める意図はないとされている。³

注4) このほか、ワット数や電球の長さによる適用除外あり。(表1参照)

【法案の規定】

法案においては、特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣(当該製

³ INC5 議事録パラ 135(抜粋)「附属書C(訳注:現在の附属書A)第一部に掲載されている殺生物剤は医薬品及びワクチン中の保存剤を包含する意図はない」

品の製造に係る事業を所管する大臣)の許可を受けることとされている(法案第6条)。主務大臣は、申請に基づき、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認める場合にのみ、製造を許可することとされている(同第8条)。

(1)基本的考え方

原則として、条約で認められている適用除外事項のうち、国内においても実現可能な代替品がないものについてのみ適用除外を認めることとすべきである。また、製造許可の判断は主務大臣が条約の規定に基づき行うこととなるが、該当製品を外形的に判断できるものについては、政令において特定水銀使用製品の定義から除外すべきである。

(2) 共通的適用除外事項

条約附属書 A 柱書きに規定される共通的適用除外事項については、該当製品が外形的に決まるものではなく、個別の許可申請に基づき主務大臣による許可を個別に受けることとなるが、それらの適用除外事項の該当性については判断基準を統一し事業者の予見可能性を確保する観点からあらかじめ基本的な考え方を何らかの形で明らかにすべきである。その際、国内における実態も踏まえ、例えば以下のような点に留意すべきである。

(a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品

国の防衛、治安の維持、国民の生命・身体・財産の保護等のための活動で使用する製品が想定される。ただし、これらの活動を行う組織が使用する製品であっても、市民の保護等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品(例:事務室の照明ランプ等)は「不可欠な製品」として整理すべきではない。

(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

研究室等で使用する製品であっても、研究等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品(例:事務室の照明ランプ等)は「研究を目的とする製品」等として整理すべきではない。

(c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができないスイッチ及び継電器、CCFL 及び EEFL

廃止期限前に製造された製品の交換用部品(部品交換・維持管理・改修等)であって、例えば口金がカスタム仕様である等により無水銀の製品(水銀含有基準があるものは基準適合品)に交換のきかないものなどは、「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない」ものに該当する可能性があるが、個別の状況に照らし都度判断すべき。一方、日本国内の廃止期限以降に(国外で)製造される製品の交換用としては許容すべきでない。

(d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品

伝統的な慣行としては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項各号に規定する文化財の修復・復元等や、伝統的な技術・技法が用いられた建造物、絵画、彫刻、工芸品等の建造・制作・創作・模写・模造・修復・復元等が想定される。宗教上の実践としては、宗教団体が特に宗教上の行為、儀式行事及び教誨(きょうかい)等のために使用する物品等が想定される。

(e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

(3) においてまとめて記述)

(3) 個別製品品目ごとの適用除外

ランプ類

条約どおり、一般的な照明用でないものは適用除外とすることが適当である。「一般的な照明用」の定義については、EU法令（RoHS指令、エコデザイン指令）等における定義や解釈を参考にして明確化することが適当である。メンテナンス用のCCFL及びEEFLについては上記(2)(c)のとおりである。

スイッチ及び継電器

メンテナンス用のスイッチ及び継電器については上記のとおりである。それ以外に個別の適用除外事項を置く必要はない。

化粧品

日本国内では水銀を使用した化粧品の製造実態が確認されておらず、薬機法上の化粧品については法令により販売も規制されていることから、代替品が存在するものと考えられる。従って、日本国内においては特段の個別の除外規定は必要ない。

駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤

「保存剤としてのチメロサルを含むワクチン」は、途上国等への配慮から条約附属書の適用除外となっている。駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤に関してそれ以外の適用除外は条約上明文化されておらず、チメロサルを駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤として使用する場合は、条約の規制対象となり得る。この点、INC5の議事録によれば、条約附属書における「殺生物剤」には、医薬品及びワクチン中の保存剤を含む意図はないことについて、交渉参加国が認識を確認している。

日本国内においてチメロサルは、ワクチン及びワクチン以外の医薬品の保存剤としての使用が確認されており、その代替・削減の努力は続けられてきているものの、他の保存剤への代替が実現可能でない場合も想定される。

これを踏まえ、我が国においては、駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤として使用する目的でチメロサルを製造することは禁止すること（申請・許可の対象とするが、許可条件を設定しない）とした上で、ワクチンを含む医薬品の保存剤として使用するケースについては、これらの使用目的に該当しない取扱いとすることが適当である。

ただし、今後の締約国会議における議論の動向を踏まえ、本取扱いは適切に見直していくことが必要である。また、チメロサルの代替・削減の努力は今後も引き続き継続すべきである。

なお、チメロサルを保存剤以外の目的で医薬品に使用している例も確認されているが（アレルギー検査薬におけるアレルゲン）これについては、駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤には該当せず、条約の適用対象外である。

計測機器

ダイヤフラムシール圧力計であって高温域での高精度用のもの、並びに、ガラス製温度計（体温計を除く。）及びこれを活用する湿度計であって、赤液温度計及びデジタル式温度計で代替品がない温度範囲・測定精度・測定対象物のものについては、実現可能な代替製品が存在しないため適用除外とすることが適当である（これらの具体的な適用除外範囲は別紙1）。血圧計・体温計については個別の適用除外は必要ない。

4．新用途水銀使用製品の流通抑制

【条約の規定】

条約においては、条約が効力を生ずる日以前に知られていなかった新たな水銀使用製品について、環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、その商業上の製造及び流通を抑制することが求められている（条約第4条6）。

【法案の規定】

法案においては、新用途水銀使用製品（省令により定められる既存の用途に利用する水銀使用製品（以下「既存用途製品」という。）に該当しないもの）について、その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合を除き、製造又は販売を行ってはならないとの基本原則が定められている（法案第13条）。また、新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者に対して、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて自ら評価した結果を主務大臣に届け出ることが求められている（同第14条）。

4 - 1．既存用途製品のリストアップ <法案第13条関係>

現時点で把握されている既存用途製品は（別紙2）のとおりである。

ここにおいて、製造事業者が製品の用途として通常想定していない用途は既存用途と認めるべきでない（例えば、電池を意図的に短絡して大電流を取り出すといった場合、電源用途という観点では既存用途に該当するが、電池の破損、内容物の飛散・流出のおそれがあるため、そうした用途を目的とした製造・流通を認めるべきでない）。また、研究用途については、それ自体が商業的製造や流通には当たらないこと、網羅的に特定することが困難であることから、これらを包括的に既存用途として規定することが適切である。

「条約発効前に製造又は国内に輸入された水銀使用製品」が既存の用途で販売される場合は既存用途製品に該当するため、条約発効後に販売されることは条約上も問題ない。一方、こうした既存用途製品であって、特に、文化的・歴史的価値のあるもの（条約発効前に製造された初期の試作品・歴史的な発明品など）に特殊な方法で水銀が使用されている可能性も想定され、これらを網羅的に省令において指定することは困難であることを踏まえ、こうしたものを包括的に既存用途として規定しておくべきである。ただしその際には、すでに別添2に記載された水銀使用製品について、当該製品に規定された用途以外の用途を目的とした流通がなされないことを確保する必要がある。なお、EU REACH 規制では、「製造から50年を経過した製品⁴」や「文化的・歴史的価値のある展示用製品」が適用除外とされている。

さらに、今後、ある新用途水銀使用製品について「人の健康又は環境保全上の利益がある」との評価がなされ、製造・流通の抑制は不要と判断された場合、当該製品は、条約上の既存用途製品には当たらないものの、当初の届出の範囲内で製造・流通される限りにおいて、国内規制上は既存用途製品と同等に扱われるべきである。

⁴ REACH 規制における除外規定の参照元である Directive 2007/51/EC や Council Regulation (EEC) No.3911/92 での定義を総合すると、骨董品や文化財等に該当するものの除外が意図されていると理解できる。従って、「製造から50年を経過したもの」とは、文化財に該当しないが骨董品（antique）に該当するものを除外するための規定であると考えられる。

4 - 2 . 利益及び損失の評価方法 < 法案第 14 条関係 >

新用途水銀使用製品の評価方法は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく環境アセスメント制度や薬機法審査の考え方も参考に、別紙 3 の考え方によるべきである。

5 . 製造工程における水銀等使用の禁止 < 法案第 19 条関係 >

【条約の規定】

条約においては、 附属書 B 第 部の製造工程における水銀及び水銀化合物の使用の禁止、 同第部の製造工程における水銀使用の削減等の措置が求められる（第 5 条）。規制対象となる製造工程は表 3 のとおりである。

表 3 水銀等使用の規制対象となる製造工程（条約附属書 B）

	水銀を使用する製造工程	条約の規定内容
附属書 B 第 部	クロルアルカリ製造	締約国は、段階的廃止期限（2025 年）の後は、当該工程における水銀等の使用を禁止する措置をとる
	水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	締約国は、段階的廃止期限（2018 年）の後は、当該工程における水銀等の使用を禁止する措置をとる
附属書 B 第 部	塩化ビニルモノマー	締約国は、当該工程における水銀等の使用を制限する等の措置をとる
	ナトリウム又はカリウムのメチラート又はエチラート	
	水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造	

【法案の規定】

法案においては、政令で定める製造工程における水銀等の使用が禁止されている（法案第 19 条）。

合同会合報告書において示されたとおり、日本国内においては既に附属書 B 掲載の 5 つの工程全てにおいて水銀等使用の実態はなく、これを将来的にも確保すべきであることから、5 つ全てを禁止対象として指定することが適当である。なおその廃止の時期については、法案で「日本国について条約が効力を生ずる日」とされている。

6 . 水銀等の適正な貯蔵

【条約の規定】

条約においては、以下の水銀及び 6 種の水銀化合物（条約 3 条 1 で定義）について、今後締約国会議で採択される暫定的保管のための指針等を考慮し、暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保する措置等が求められる（同第 10 条）。

「水銀」という場合には、水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の九十五パーセント以上であるものを含む。

「水銀化合物」とは、塩化第一水銀（甘汞と称することもある。）、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀をいう。

【法案の規定】

法案においては、政令で定める水銀等の貯蔵に関する技術上の指針を定められることとされている（法案第 21 条）。また、水銀等の貯蔵量が主務省令で定める要件に該当する者に対して、水銀等の貯蔵に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に定期的に報告することが求められている（同第 22 条）。

6 - 1 . 対象とすべき物質 < 法案第 21 条関係 >

水銀については、条約の規定を踏まえ、重量濃度 95%以上のものを対象とすることが適当である。

6 つの水銀化合物については、条約上で混合物が含まれていないことから基本的には原体（純品）のみを対象とすることが妥当であるが、不純物が含有される場合や原体（純品）と同等として扱われる混合物も存在し得ること、規制対象とする濃度の閾値を明確化することが望ましいと考えられることから、水銀と同様に重量濃度 95%以上のものを対象とすることが適当である。ただし、辰砂鉱石については、一般に硫化水銀の含有濃度が低いこと等も踏まえて適切に設定すべきである⁵。また、化合物の製剤の流通実態等も踏まえ、適切に規定されるべきである。特に 6 つの化合物のうち特に硝酸第二水銀については、通常、空気中で安定な「硝酸水銀 n 水和物」の形態で流通・保存されていることを踏まえる必要がある。

なお、規制の対象とすべき「貯蔵」には、水銀等が原料としての販売や製品製造等のために蓄えられている状態が該当する一方、原料等とならないものであって水銀使用製品に使用・添加・封入等された状態は該当しないこととすべきである。例えば、95%以上の金属水銀が原料として蓄えられている状態であれば貯蔵に該当するが、水銀血圧計等に封入された状態であれば貯蔵に該当しない。顔料としての硫化水銀が原料として（95%以上の濃度で）蓄えられている状態であれば貯蔵に該当するが、絵画や伝統工芸品等に用いられた状態では貯蔵に該当しない。水銀及び対象となる化合物が試薬として販売・保管される場合、試薬ビン等の貯蔵用の容器に（95%以上の濃度で）入れられた状態であれば、「原料としての販売や製品製造等のために蓄えられている状態」と解されるため、貯蔵に該当する。

6 - 2 . 貯蔵に係る技術指針 < 法案第 21 条関係 >

(1) 指針の対象となるべき者

現に水銀等の貯蔵を行っている者を指針の対象とすることが適当である。なお、水銀等の所有者が他者に貯蔵を委託した場合は、委託を受けた者を対象とすることが適当である。

(2) 指針の内容

⁵ 辰砂については、学術的にも統一的な定義がないと見られ、法令上もこれまで用いられていない用語であることも踏まえる必要がある。「辰砂結晶」という場合は、純粋な硫化水銀の結晶である一方、「辰砂鉱石」という場合は、硫化水銀を含有する鉱石である。

保管

毒物及び劇物取締法(毒劇法)(昭和25年法律第303号)では、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者のみを対象として保管の基準を定めているが、本法案の下では、全ての水銀等貯蔵者を対象として保管についての指針を定める必要がある。指針の内容は、毒劇法の保管指針を参考に、以下のものとするのが適当である。

- ・ 飛散・漏れ・しみ出るおそれのない容器(又は被包)で保管すること(硫化水銀については、水溶性の低さや安定性も踏まえ、適切に容器等を選択)
- ・ 容器(又は被包)及び貯蔵場所(貯蔵庫)に、名称・成分・含有量等を表示すること
- ・ 保管に際しては、施錠できる設備又は堅固な柵を用いること
- ・ 水銀等の貯蔵を委託する際、本法で規制対象となる水銀等に該当する旨情報提供を行うこと

運搬

条約の対象となる水銀等は、硫化水銀及び辰砂を除き、毒劇法上の毒物に該当しており、これら物質では、その運搬を行う全ての者に毒劇法に基づく運搬基準が適用され、環境保全上問題のない運搬時の管理がなされること、残る硫化水銀及び辰砂についても国内では顔料としての利用が大部分であり、毒性・化学的安定性・水溶性の低さ等も踏まえると環境保全上の問題は少なく規制の必要性が低いこと、さらに条約における「保管(storage)」には運搬を明示的には含んでいないことから、現時点では運搬についての指針を定める必要はない。

その他

条約では、条約発効後の締約国会議で採択される指針等を考慮し、暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることが求められるが、我が国としては早期に準備を進めるため、締約国会議におけるこれらの指針等の採択を待たず、暫定的に上記の保管の指針を定める必要がある。このため、今後の条約締約国会議におけるガイドラインの検討の動向を踏まえて、必要に応じ指針を見直すべきである。特に運搬については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)の指針では運搬も含まれていることも踏まえ、適切に対処すべきである。

6 - 3 . 定期報告 < 法案第 22 条関係 >

(1) 定期報告の対象要件

定期報告の義務対象者

現に水銀等の貯蔵を行っている者を定期報告義務の対象とすることが適当である。水銀等の所有者が他者に貯蔵を委託した場合は、委託を受けた者を対象とすることが適当である。

定期報告の対象要件

対象物質のいずれかを 30 kg 以上貯蔵している場合を対象とすることが適当である。ただし、辰砂鉱石については、一般に純度が低いこと等も踏まえて適切に設定すべきである。

定期報告の対象に該当するかどうかの判定は、事業所ごとの、報告対象年度における最大時の貯蔵量により行うべきである。複数の事業所を管理している者であっても、それらの貯蔵量を合計して判定するのではなく、事業所ごとに、それぞれの貯蔵量により判定すべきである。

(2) 報告事項及び方法

貯蔵の状況、貯蔵目的、年間収支、用途別の使用量、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告すべきである。

報告は、年1回を基本とし、事業所単位で行うこととすべきである。複数の事業所を管理する者は、事業所ごとに分けて報告を行うべきである。

定期報告の時期は、事業者の負担の観点から関係するその他の関係する法令における報告時期を踏まえたものとするのが適当である。(例えば、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号、以下「化管法」という。)では、対象年度分の排出量等について、翌年度6月末日までに報告することとしている。)

7. 水銀含有再生資源の適正な管理

【条約の規定】

条約においては、水銀廃棄物()に関して、今後締約国会議が採択する追加の条約附属書の要件等に従い、環境上適正な方法で管理することが求められている(条約第11条)。

条約上、「水銀廃棄物」とは、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で定める適切な基準値を超える量の次の物質又は物体であって、処分され、処分が意図され、又は国内法若しくはこの条約の規定により処分が義務付けられているものを指している。

- (a) 水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体
- (b) 水銀又は水銀化合物を含む物質又は物体
- (c) 水銀又は水銀化合物に汚染された物質又は物体

【法案の規定】

法案においては、主務省令で定める要件に該当する水銀含有再生資源()(法案第2条第2項)について、その管理に関する技術上の指針が定められることとされている(同第23条)。また、水銀含有再生資源の管理者に対して、その管理に関し主務省令で定める事項を定期的に主務大臣に報告することとされている(同第24条)。

「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物(主務省令で定める要件に該当するもの)であって、バーゼル条約附属書Bに掲げる処分作業(再生利用等)がされ、又はその処分作業が意図されているもの(廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質等を除く)のうち有用なものを指している。なお、廃棄物処理法上の廃棄物については、同法に基づき適正な管理がなされる。

7-1. 水銀含有再生資源の該当要件 <法案第2条関係>

水俣条約における水銀廃棄物の定義において、バーゼル条約の定義が引用されていることも踏まえ、国内におけるバーゼル条約対象物の該当基準と整合させるべきである。なお、条約では、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で基準値を定めることとしているが、我が国としては早期に準備を進めるため、締約国会議における基準値の設定を待たず、暫定的に上記の

基準値を定める必要がある。このため、今後の条約締約国会議における検討の動向を踏まえて必要に応じ見直すべきである。

7 - 2 . 管理に係る技術指針 < 法案第 23 条関係 >

(1) 指針の対象者

法案では、水銀含有再生資源の管理を行っている者が指針の対象となる。ここで、水銀含有再生資源の管理者は、水銀含有再生資源の所有権を有するものとし、法案第 23 条に規定する水銀含有再生資源の管理に係る一義的な責任を負うこととすべきである。水銀含有再生資源の管理者が他者に保管・運搬等の個別の行為を委託した場合は、管理者自身が指針に示された水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置と同等の措置を、管理者が委託先に求めるべきである。

(2) 指針の内容

毒劇法の取扱い、バーゼル条約に基づく指針の取扱い等も踏まえつつ、水銀含有再生資源がいわゆる不要物ではないことも考慮し、以下のようにすべきである。

管理全般に共通する指針

- ・ 飛散・流出しないようにすること
- ・ 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないようにすること
- ・ 保管・運搬等の取扱いを委託した場合にも指針と同等の措置が取られるよう、委託先に十分な情報提供を行うこと
- ・ 他者に所有権の移転を伴う引き渡しを行う場合には、水銀含有再生資源に該当する旨情報提供を行うこと

保管に特化した指針

- ・ 飛散・漏れ・しみ出るおそれのない容器（又は被包）で保管すること
- ・ 保管に際しては、施錠できる設備又は堅固な柵を用いること
- ・ 容器（又は被包）及び貯蔵場所（貯蔵庫）に、水銀含有再生資源であることがわかるよう表示すること

なお、指針の実際の運用に当たっては、当該水銀含有再生資源の飛散・流出のしやすさ（固体状 / 液体状の別、揮発性、水溶性等）や量等に応じた効果的・効率的な手法により管理がなされることが重要である。条約では、締約国会議が採択する水銀廃棄物の管理に関する要件に従い、環境上適正な方法で管理することを定めているが、我が国としては早期に準備を進めるため、締約国会議における要件の設定を待たず、暫定的に管理指針を定める必要がある。このため、今後の条約締約国会議における検討の動向を踏まえて必要に応じ見直すべきである。

7 - 3 . 定期報告 < 法案第 24 条関係 >

(1) 定期報告の義務対象者

法案では、水銀含有再生資源の管理を行っている者が法案第 24 条に規定する定期報告義務の対象となる。水銀含有再生資源の管理者（＝所有者）が他者に保管・運搬等の個別の行為を委託した場合は、当該管理者が委託先における委託保管・委託運搬等を含めて包括的に報告することとすべ

きである。

(2) 報告事項及び方法

管理の状況、管理目的、年間収支、処分作業別の処分量（又は用途別の使用量）、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告すべきである。

報告は、年1回を基本とし、事業所単位で行うこととすべきである。複数の事業所を管理する者は、事業所ごとに分けて報告を行うべきである。

定期報告の時期は、事業者の負担の観点から関係するその他の関係する法令における報告時期を踏まえたものとするのが適当である。（例えば、化管法では、対象年度分の排出量等について、翌年度6月末日までに報告することとしている。）

8 . 今後の課題

今後、法案の施行までを目途に、本検討会では、以下の事項についても引き続き検討が必要である。

水銀使用製品に関する表示等情報提供

適正分別回収のための製品リスト化等分別・回収の徹底・拡大の方策（ ）

「分別・回収の拡大」に関しては、中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会においては、市町村による収集及び水銀回収のより一層の促進等の対策が検討されている。今後、市町村等が分別収集の徹底・拡大等をするを可能にするための国としての施策を具体的に検討すべきである。

除外範囲について（案）

1．高温用ダイヤフラムシール圧力計の適用除外範囲について

ダイヤフラムシール圧力計であって、高温域での高精度での計測が必要となるものについては、実現可能な代替製品が存在しないため適用除外とすることが適当である。現在の技術的な状況等を踏まえ、これらの具体的な適用範囲については、以下とすることが適当である。

適用除外とする温度範囲：高温域（230 以上）での圧力測定

2．ガラス製水銀温度計及びこれを活用する湿度計の適用除外範囲について

ガラス製温度計（体温計を除く。）及びこれを活用する湿度計であって、温度範囲・測定精度・測定対象物での高精度での計測が必要になるものについては、赤液温度計及びデジタル式温度計で実現可能な代替製品が存在しないため適用除外とすることが適当である。現在の技術的な状況等を踏まえ、これらの具体的な適用範囲については、以下とすることが適当である。

一般的な測定対象物の場合

適用除外とする温度範囲及び目量：

測定温度範囲 -50～300 、 目量 0.5 以下

測定温度範囲 301～500 、 目量 2 以下

塩酸、硫酸等が測定対象物の場合

適用除外とする温度範囲：

測定温度範囲 201～500

新用途水銀使用製品の評価方法について（案）

新用途水銀使用製品の評価方法は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント制度や薬機法審査の考え方も参考に、下記の考え方によるべきである。

評価方法の基本的な考え方

<評価項目の選定>

新用途水銀使用製品の特性、当該製品の効能・効果並びに想定される製造・流通量を加味した製造から廃棄に至るまでのライフサイクル全体における水銀の環境への追加的な排出（廃棄物への移動を含む）及びこれによる環境への影響に関する情報を把握すること。

把握した情報により、新用途水銀使用製品のもたらす人の健康の保護又は生活環境の保全に係る個々の利益及び損失のうち主要な項目を選定すること。

<評価方法の原則>

影響の予測・推計は、科学的・客観的なデータ及び手法を用い、必要に応じ外部専門家の意見を聴き、また可能な限り定量的に行うこと。

新用途水銀使用製品に関する複数のオプションを提示し、選定した評価項目ごとに比較することにより評価を行うこと。そのオプションには、現実的である限り（事業者が自ら実施可能である限り）水銀を用いない代替手段又は現状維持（いわゆる BAU : Business As Usual）を含めるものとし、含めない場合はその理由を明らかにすること。人の健康の保護、生活環境の保全の両方の観点で、上記の比較整理を行い、「人の健康の保護又は生活環境の保全に対する寄与が明確であるかどうか」について評価すること。

「寄与が明確であるかどうか」の評価に際しては、生活環境の保全又は人の健康の保護の上での「利益」と「損失」は同一の指標により直接的に比較衡量することが困難な場合も多いと考えられることから、想定される利益に比較して許容できない損失が認められないかどうか、といった観点から慎重に評価を行うこと。その際、損失を回避/抑制するための対策が取られる場合は、その効果も加味すること。

水俣条約対応技術的事項検討会名簿

座長	大塚 直	早稲田大学法学部教授
座長	東海 明宏	大阪大学大学院工学研究科（環境・エネルギー工学）教授
委員	蒲生 昌志	産業技術総合研究所安全科学研究部門リスク評価戦略グループ長
委員	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
委員	高岡 昌輝	京都大学大学院地球環境学堂地球益学廊教授
委員	高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
委員	田村 暢宏	株式会社東芝 コミュニティ・ソリューション社生産企画部環境担当グループ長

水俣条約対応技術的事項に関する審議経過

平成 27 年 2 月 23 日（月）17：00～19：00

- (1) 検討の進め方及びスケジュール
- (2) 水銀添加製品の製造者及び取扱事業者に対するヒアリング
 - 1 . 製品製造等禁止の適用除外の範囲
 - 2 . 製品製造等禁止の水銀含有基準及び開始時期
 - 3 . 既存用途製品の洗い出し
 - 4 . 水銀等保管の状況
- (3) その他（今後の予定等）

平成 27 年 3 月 27 日（金）13：00～16：00

- (1) 検討の進め方及びスケジュール（進捗報告）
- (2) 事業者に対するヒアリング
 - 1 . 製品製造等禁止の適用除外の範囲
 - 2 . 製品製造等禁止の水銀含有基準及び開始時期
 - 3 . 既存用途製品の洗い出し
 - 4 . 水銀等保管の状況
 - 5 . 水銀含有再生資源の管理の状況
- (3) その他（今後の予定等）

平成 27 年 5 月 22 日（金） 18：00～20：00

- (1) 水俣条約対応技術的事項検討会中間報告書（案）について
- (2) その他（今後の予定等）